

平成 23 年 12 月 7 日

各課・局・室長 様

政策財政課長 藤 野 敏

平成 24 年度当初予算の当面の査定方針について（通知）

1. はじめに

平成 23 年 10 月 3 日に通知された、「平成 24 年度予算編成について」に基づき、当初予算編成作業に取り組んでいるところであるが、平成 24 年度当初予算要求額の集計概要は、別記「2. 平成 24 年度予算見積額の現状と優先すべき事業の採択について」に記載のとおりである。

この財源不足額（歳入歳出の乖離額）の要因は、歳出要求において、国の臨時交付金を活用し執行した、町単独の普通建設事業費相当額が通年予算事業として要求されていること、また、社会保障費である医療扶助経費等の増嵩、さらに、特別会計に対する一般会計負担額の増額要求等があるとともに、歳入見積において、町税が前年度予算比で 1 億円弱の減収計上されていることなどが要因となっている。

なお、現在、国においても予算編成が進められているところであるが、本年 9 月末の概算要求の総額は約 98.5 兆円であり、中期財政フレームで定めた基礎的財政収支対象経費（歳出の大枠）約 71 兆円と、対象経費要求額約 72.4 兆円の乖離があるとともに、約 3.5 兆円が要求されている復興対策関連経費への対応など、解消しなければならない大きな課題がある状況となっている。

このため、本年 9 月に総務省が公表した「平成 24 年度地方財政の課題」における、「地方の安定的な財政運営に必要となる、地方一般財源の平成 23 年度地方財政計画の水準確保」、「地方交付税の総額の適切な確保」という考え方は、今後の国の予算編成動向によって、大きく変更されることも想定しなければならない。

こうした現状から、これまでと同様の予算査定手法では、この財源不足額を解消し予算を編成することは、極めて困難な状況である。このようなことから、当面の考え方としては、全ての予算要求内容の徹底的な見直しによる削減・圧縮を断行することとしていることを了解願いたい。

については、12 月 20 日より実施される、第 2 回ヒアリングにおける当面の査定方針について、命により通知する。

2.平成 24 年度予算見積額の現状と優先すべき事業の採択について

(1) 歳入予算の状況について（平成 23 年 11 月 30 日時点）

現在の歳入見積額は、**44 億 9,358 万 9 千円**である。

[平成 23 年当初予算額比 958 万 9 千円の増]

- * 町税は、前年比 9,269 万 7 千円の減額計上としている。
- * 地方譲与税、各種交付金は、全体で 3,050 万円の減額計上としている。
- * 地方交付税は本年度当初予算額を、臨時財政対策債は本年度発行額を仮置している。
- * 基金繰入金（地域福祉基金）は概算計上額であり、財政調整基金、庁舎等改修基金は計上していない。
- * 繰越金は、2,000 万円の減額計上としている。
- * 町債は、普通建設事業債の起債充当率を上限率で積算している。また、起債裏の財源確保対策として、ふるさと創造貸付金も計上しており、町債の合計額は 8 億 1 百万円となっている。

(2) 歳出予算の状況について（平成 23 年 11 月 30 日時点）

現在の歳出要求額は、**49 億 2,015 万 2 千円**である。

[平成 23 年当初予算額比 4 億 3,615 万 2 千円の増]

- * 職員給については、本年度 9 月補正後予算額を仮置計上している。なお、昇格・昇給・新規採用職員関連により、今後増加が見込まれる。
- * 扶助費については、医療扶助や各種法定負担分の圧縮を行っていない。
- * 普通建設事業費は、前年比 3 億 5,164 万 6 千円増加している。また、県道拡幅事業経費 2 億 4,960 万 3 千円を除いても、1 億 204 万 3 千円の純増要求となっている。
- * なお、県道拡幅事業については、国庫補助金の活用による補正対応も含めて、今後の予算編成段階における調整が行われる可能性がある。

(3) 財源不足額について（平成 23 年 11 月 30 日時点）

現時点における財源不足額（歳入歳出の乖離額）は、**4 億 2,656 万 3 千円**となっている。

なお、各課等から提出されている歳出予算要求額は、既に予算要求基準額を大枠とした積算を行っていること、また、財源確保対策（起債活用等）も検討していることから、これまでの査定方法による経費の削減は極めて困難な状況である。

また、歳入見積額については、町税の大幅な減収傾向は確実な状況であり、現時点で仮置している歳入費目等についても、今後の国の動向等によっては、財源不足額が大きく変動（増額）する可能性がある。

- * 地方譲与税、各種交付金、地方交付税、町債（臨時財政対策債）については、今後国や県が公表する地方財政計画や地方債計画の情報を収集・分析し、再積算計上する予定である。

このように、平成 24 年度の予算編成は、三位一体の改革時代に匹敵する極めて厳しい状況であることを職員一人ひとりが十分認識し、全ての歳出において大胆かつ大幅な削減・圧縮（肉の部分から、骨の部分にメスを入れる査定）を断行することを、今後の予算編成作業に対する共通認識とされたい。

また、平成 24 年度当初予算の事業採択にあたっては、予算編成方針で示した基本方針及び重点事項を実現する事業を最優先採択するが、普通建設事業については継続事業の着実な進捗を基本に、新規の町単独事業については、住民要望と政策推進のバランスや財源確保に考慮した事業のみの採択とする考えである。

3.平成 24 年度当初予算編成の具体的査定方針

(1) 歳入の確保

町税について

町税は、所管課提出の予算見積書の額を基本とするが、さらなる積算方法等の検証（年少扶養控除等の見直しによる増収分の精査及び、評価替基準年度による家屋減価減収影響額等）、課税客体の把握、収納率の向上に対する方策を検討する。なお、今後の予算編成段階において、財源不足額に対応するための協議・調整を行う予定である。

* 歳入の積算基礎に、それぞれの要因別影響額等を詳細に記載すること。

町債について

財政運営の基本的な考え方としては、町民の将来負担及び後年度の財政負担を考慮し一定の抑制を図るべきである。しかし、第 5 次総合計画に位置付けた社会資本整備事業経費並びに、将来の活性化に向け種を蒔くインフラ整備（県道歩道整備事業経費）については、当町の起債余力を活用した財源調達手段として、町債の活用を積極的に行うものとする。

なお、可能な限り一般財源を留保するため、埼玉県ふるさと創造資金貸付金も活用する。

また、普通交付税の代替措置である臨時財政対策債は、発行可能額での借入を行う。

* 現時点の予算計上額は、約 8 億 1 百万円である。（前年当初予算比約 2 億 9 千 6 百万円、58.6%増）

* 地方債充当率は、平成 23 年度基準とし起債予定額を計上している。

* 臨時財政対策債は、平成 23 年度発行可能額を仮置している。

* 埼玉県ふるさと創造貸付金は、4,110 万円を計上している。

各種基金等からの繰り入れ（基金投入）について

財政調整基金の残高は、柔軟な財政運営を行うため、一定額を確保する必要がある。

なお、平成 23 年度末における実質残高は約 3 億 7 千万円（平成 23 年 12 月補正後時点）と見込まれており、災害対策などの緊急対応に備え、平成 24 年当初予算編成における基金投入額を最小限に留め、年度当初時に 3 億円程度の残高を確保したい。

また、その他の各基金については、当該基金の設置目的に照らしながら、効率的かつ弾力的な運用・活用を積極的に検討する。

* 現時点では、地域福祉基金及びまちづくり応援基金からの繰入（約 2 千 7 百万円）を計上している。

* 最終的な財政調整基金からの繰入は 7 千万円と想定している。

* 公共施設の耐震化経費については、庁舎等改修基金の活用も検討する。

(2) 歳出の抑制

人件費関係

人件費関係については、予算要求基準により平成 23 年度 9 月補正後の予算額を仮置きしている状況である。

今後、新年度配置職員計画（退職者及び新規採用者等対応含む）に伴う人件費調整が行われることとなるが、詳細資料については、翌年 1 月上旬に、総務課・職員担当から提供される予定である。

物件費関係

既に所管課での精査が行われており、現状の予算要求額からの削減・圧縮は非常に困難と思われることから、本年度についても全庁一律の削減目標は設定しない。

しかし、既に提示している予算要求基準額との比較で増額となっている所管課においては、自主的な削減目標を設定し、経費の削減・圧縮を検討すること。

また、業務委託経費については、その必要性・専門性等を十分精査し、真に必要な予算のみの要求とする。なお、各種計画策定業務については、職員による作成を原則とされたい。

なお、新たな物件費の増嵩につながる施策については、その財源を既存事業の廃止・統合等により捻出・確保できるもののみの採択を原則とする。

扶助費関係

扶助費は、各種法令等に基づく法定負担と、町単独の福祉施策として実施されているものに大別されるが、法定負担分については、現行制度を基準（制度変更が見込まれるものについては、変更後の制度）とする。

一方、町単独の福祉施策については、事業要綱等の終期に合わせた廃止・縮減、また、類似施策との統合等を積極的に検討する。

また、法定負担を超える事業経費については、基本的に予算化をしない考えで検討を行う。

負担金、補助及び交付金

一部事務組合に対するものは、構成市町で合意された負担割合によるものとする。なお、一部事務組合の予算ヒアリングには、必ず所管課長並びに政策財政課長が出席する。

その他の各種団体に対する補助金については、「鳩山町補助金等交付基準」（平成 17 年 10 月 14 日）に照らし、全ての補助事業者の事業内容、行政効果及び財務内容を示す書類（実績報告書など）を準備されたい。

なお、比企郡町村会での査定を経て決定される負担金については、既に修正済みである。

投資的経費

投資的経費は、継続事業の着実な進捗・完了を基本とし、住民の生活に重大にかかわるもので、重要かつ緊急的な事業に限定する。

また、新たに予算化する投資的経費事業は、原則として財源確保が行われる事業のみとする。

積立金

全ての基金に対する積立金について、運用益（利子）以外の追加積立では行わない。

繰出金

特別会計及び後期高齢者医療保険事業への負担金が多くを占めている経費であり、会計運営経費の算定により予算要求が行われている。このため、特別会計予算の積算内容等についても一般会計経費と同様に査定対象とする。また、後期高齢者医療保険事業負担金については、組合からの予算措置要請額と実質負担経費の比較・検討を行い、真に必要な経費のみを予算化する。

4. その他

現在の予算編成過程においては、近年になく極めて多額、かつ、解消が困難な財源不足額が生じている状況である。

このため、所管課における予算要求の見直し検討資料として、財政担当案を提示させていただくことにより、所管課と財政担当双方の英知によって、「当町の将来の活性化に種を蒔く、投資的側面を持った予算」として、効率的かつ実行力のある予算の作成を目指すものである。

なお、今回の財政担当案では、投資的経費等の一部について枠配分的な考えを取り入れ、見直しの検討をお願いする経費もある。

また、現時点における平成 24 年度以降の地方財政については、国における地方財政支援措置の取り扱いが不確定であり、当町財政への影響が具体的に図りがたい状況であることから、これらの影響が明らかになった段階において、予算査定方針の再調整が行われる可能性があることを了解願いたい。